

事務連絡
令和3年5月17日

別記 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域リハビリテーションについては、活力ある超高齢社会の実現や寝たきり予防対策にとって重要であることから、平成18年度に、「地域リハビリテーション推進のための指針」をお示し、各自治体において、同指針に基づき地域リハビリテーション支援体制の構築が進められてきたところです。

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会の取りまとめ（令和元年12月13日）」において地域リハビリテーション活動支援事業について、

- ・ 都道府県は、都道府県医師会等と連携し、現行の仕組みであるリハビリテーション協議会や支援センター等の設置や充実を図ることにより、地域の実情に応じた地域リハビリテーション支援体制を体系的に構築すること
- ・ 市町村は、こうした支援体制を踏まえ、郡市区等医師会や必要に応じて都道府県医師会と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解促進を図ることが必要であること

等が盛り込まれました。

今般、これらを踏まえて「地域リハビリテーション推進のための指針」の見直しを行ったため、別添を各都道府県等介護保険担当主管部（局）宛に発出しましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

【別添】

「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について」（令和3年5月17日老老発0517第1号厚生労働省老人保健課長通知）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会